

日本学術会議に関する Q & A

令和 2 年（2020 年）11 月 26 日

（一部改訂）令和 3 年（2021 年）2 月 25 日

1. 会員・連携会員の選考に関すること

問 1-1 現在の会員選考はどのように行われているのですか？

（答）

会員（210 名）の選出方法については、様々な議論を経て、全国の科学者による選挙から、学会等による推薦制へと変遷してきました。これらの過去の制度ではいずれもデメリットが顕在化したため、さらなる制度改革の必要性が指摘されるに至りました。昭和 59 年（1984 年）以降、約 20 年続いていた学会等による推薦制においては、会員が自らの出身母体である学会等の利益代表として行動しがちになるという弊害が顕在化したため、平成 17 年（2005 年）改革により、現会員が会員候補者を推薦する「コ・オプテーション（co-optation）方式」に改められました。

コ・オプテーション方式は、海外の多くのアカデミーで採用されている標準的な会員選考方式です。会員および連携会員が次期の候補者にふさわしい、「優れた研究又は業績がある」方々を挙げ（第 25 期の半数改選 105 名については、約 1,300 名が挙げられました）、そのなかから学術会議内に設けた「選考委員会」でいくつかの段階を経て慎重に選考し、候補者名簿を幹事会に提出します。幹事会は、会員候補者名簿に基づき、総会の承認を得て、会長に内閣総理大臣へ推薦することを求め、その推薦に基づいて内閣総理大臣が任命するという手順を踏んでいます。その際に「優れた研究又は業績を有する」ことを前提とした上で、学術分野や男女比、地域バランスなどに留意して、適切な会員構成になるように工夫しています。

連携会員（約 2,000 名）についても、同様の方法で選考委員会による選考を行った上で総会において決定し、会長が任命しています。

問 1-2 コ・オプテーションは現会員が次の会員を選ぶものだと言われていますが、そのようなやり方で公平な選考が行えるのでしょうか。

（答）

「コ・オプテーション（co-optation）」は、辞書では「現会員による新会員の選出」を指すとされていますが、日本学術会議では、現在の会員・連携会員が次期の会員・連携会員にふさわしい方々の名前を挙げ（全部で 5 名まで、うち会員については 2 名まで）、そのなかから候補者を選考するという意味でこの言葉を使用しています。コ・オプテーション方式は、海外の多くのアカデミーで採用されている標

準的な会員選考方式です。このような方式を採用したのは、「学術的な業績を審査して高度な専門性を備えた優れた科学者を選考することは、その学術分野に通じた科学者以外には困難である」と考えられるからです。

実際の推薦にあたっては、優れた研究や業績を挙証するデータ、具体的には、十分な査読を経て日本のみならず世界的にも公認され、一定の評価を獲得した論文や、研究の結果得られた特許などの業績を示して推薦を行うことが必要となっています。科学者のコミュニティにおいては、こうした論文などを通して、優れた研究や業績を有する研究者の情報は、研究者間で一定程度共有されており、身近な研究者のみを推薦し、有効な選考の対象とすることは事実上できません。

選考の手順としては、会員および連携会員が次期の候補者にふさわしい、「優れた研究又は業績がある」方々を、それを挙証する実績に関する情報を付して挙げ（第 25 期の半数改選 105 名については、約 1,300 名が挙げられました）、また、学術会議への協力団体として登録している学会等（以下、協力学術研究団体、約 2,000 団体）にも会員・連携会員にふさわしいと考えられる方々についての「情報提供」をお願いしており、多数（約 1,000 名）の情報が寄せられています。そのなかから学術会議内に設けた「選考委員会」でいくつかの段階を経て慎重に選考し、総会で承認した上で、会長が内閣総理大臣に推薦するという手順を踏んでいます。その際に「優れた研究又は業績を有する」ことを前提とした上で、学術分野や男女比、地域バランスなどに留意して、適切な会員構成になるように工夫しています。このような選考手順ですので、ある特定の会員個人が自らの後任を指名し選ばれるということはありません。

昭和 59 年（1984 年）以降、約 20 年続いていた学会等による推薦制においては、会員が自らの出身母体である学会等の利益代表として行動しがちになるという弊害が顕在化したため、平成 17 年（2005 年）の改革で学会推薦方式に代えてコ・オペレーション方式を採用することといたしました。

問 1-3 なぜ、日本学術会議は 87 万人の科学者を代表する、と言えるのですか？

（答）

学術会議への協力団体として登録している学会等（以下、協力学術研究団体）が約 2,000 団体あります。会員・連携会員の選考の際に選考委員会では、これらのすべての協力学術研究団体にも会員・連携会員にふさわしいと考えられる方々についての「情報提供」をお願いしており、多数（約 1,000 名）の情報が寄せられています。コ・オペレーション方式が採用された平成 17 年（2005 年）以前は、学術会議の会員選考は学会推薦方式で行われていましたが、現在のコ・オペレーション方式がとられるようになってからも、各学会等との協力を大切にしながら会員・連携会員を選べるようにするために、こうした仕組みを設けました。

このように、優れた研究や業績に関する客観的データを付して会員・連携会員から推薦された方々（約 1,300 名）の名簿をもとに、協力学術研究団体から情報提供された方々（約 1,000 名）の名簿も参考にして、学術会議の 3 つの部（人文・社会科学系の第一部、生命科学系の第二部、理学・工学系の第三部）の選考分科会において候補者の検討と絞り込みをします。それと同時に、分野にとらわれることなく幅広い分野からの選考も行い、それらの結果を集約して、選考委員会が最終的に 105 名の会員候補者を判

断し、候補者名簿を幹事会に提出します。幹事会は、会員候補者名簿に基づき、総会の承認を得て、会長に内閣総理大臣へ推薦することを求め、その推薦に基づいて内閣総理大臣が任命するという手順を踏んでいます。この間、半年近い長い時間をかけて慎重かつ公平に選考しています。

さらに、選考過程では、科学技術担当大臣のもとに設けられた「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」が平成 27 年（2015 年）にまとめた報告書「日本学術会議の今後の展望について」の指摘を踏まえ、ジェンダーや地域、あるいは所属機関の違いも考慮して、科学者コミュニティの多様なあり方がなるべく反映されるよう苦心を重ねているところです。

このようにして選ばれた会員・連携会員から構成される日本学術会議は、必要となれば、問 3-3 や問 3-4 に記すように学会等や学会連合等と連携・協力しながら活動を進めています。

問 1-4 会員・連携会員の任期は 6 年とされていますが、3 年ごとに半数が改選されています。なぜ、そのような方式をとっているのですか？

(答)

日本学術会議としての活動の継続性を確保するためには、6 年ごとに一気に交代するのではなく、3 年ごとに半数ずつ改選するのが好ましいことからこのような方式をとっています。学術会議の「期」は、発足以来、この 3 年を単位としており、現在（令和 2 年（2020 年）10 月～令和 5 年（2023 年）9 月）は第 25 期です。半数改選を採用している重要な国の組織には、参議院があります。

2. 会員・連携会員の処遇等に関すること

問2-1 210名の会員と約2,000名の連携会員がいるということですが、どのような立場でどのような役割を果たしているのでしょうか？

(答)

会員は、内閣総理大臣によって任命され、日本学術会議総会の構成メンバーであり、第一部（人文・社会科学）、第二部（生命科学）、第三部（理学・工学）のいずれかの部に所属しています。会員は、非常勤の特別職国家公務員の身分を持ち、総会と各部会を構成するのは会員のみで、日本学術会議の運営と重要問題の審議に責任を負う立場です。

連携会員は、学術会議会長によって任命され、会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う非常勤の一般職国家公務員です。各種の委員会や分科会に委員として参加して、審議に参画します。

問2-2 学術会議会員は非常勤の特別職国家公務員ということですが、一般の公務員とどう違うのですか？

(答)

日本学術会議の会員は国家公務員法第2条により特別職国家公務員に定められています。会員は、「独立して職務を行う」ことが日本学術会議法で定められていることから、特別職国家公務員とされているのです。特別職国家公務員には、日本学術会議会員以外にも、内閣総理大臣や国務大臣、特命全権大使、裁判官・裁判所職員、国会職員、防衛省職員など多くの職員が指定されています。

問2-3 会員と連携会員には、本務の職とは別に給与や年金が追加で支払われるのですか？

(答)

会員は非常勤の特別職国家公務員、連携会員は非常勤の一般職国家公務員としての身分を有しますが、それに伴う固定給は支払われませんし、年金の支払いもありません。会員・連携会員の主な仕事は委員会や分科会に参加し審議を行うということですので、会議に出席した場合には会員には会員手当、連携会員には委員手当として、どちらも同額の日額19,600円が支給され、旅費も実費相当額が支払われます。なお、会員手当及び委員手当は、委員会に出席した日に日当として支払われるものですので、1日に複数回の会議に出席しても同額です。また、会議以外に学術会議の業務を行っても手当等の支払いは一切ありません。会員・連携会員は会議出席以外に、会議のための資料準備や提言案その他の文書の作成、シンポジウムの企画・立案など様々な業務に日常的に多くの時間を費やしていますが、これらはボランティアな精神で担われています。

3. 日本学術会議の位置づけに関すること

問3-1 日本学術会議法とはどのような法律なのですか？

(答)

敗戦後の我が国が貧困な資源、荒廃した産業施設等の悪条件を克服し、文化国家として再建すると共に、世界平和に貢献し得るためには、是非とも科学の力によらなければならないとの問題意識がありました。また、従来、個々の研究においては優れた成果が少ないとは言えないにも関わらず、その有機的、統一的な発達十分ではなく、全科学者が一致協力して現下の危機を救い、科学の進歩に寄与し得るような体制を欠いていたという反省もありました。そこで、全国の科学者の緊密な連絡協力によって、科学の振興発達を図り、行政産業及び国民生活に科学を反映浸透させるための新組織を国の審議機関として確立することを我が国の科学振興の基本的な前提と位置づけ、昭和23(1948年)年7月に「日本学術会議法(昭和23年法律第121号)」が制定され、昭和24年(1949年)1月に日本学術会議が設立されました。日本学術会議の活動は、この法律に基づいて実施されています。

問3-2 学術会議は内閣府に設置され、100%国費で運営されている組織なのに、政府と独立して活動を行うとはどういうことなのですか？

(答)

日本学術会議法第2条で日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする」ものとされ、内閣府設置法で「別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関」(第40条)として位置づけられています。さらに日本学術会議法の第3条は「日本学術会議は、『独立して左の職務を行う』』として「一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」、「二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」と定めています。このように、日本学術会議の独立性は法によって定められています。

「学術会議の独立性」の意味について、科学技術担当大臣のもとに設けられた「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」は平成27年(2015年)の報告書「日本学術会議の今後の展望について」のなかで、「真に学術的な観点に立った見解を提示する上で、非常に重要な要素」と述べています。この報告書によれば、「近年、学術には、地球環境問題をはじめ、1つの専門分野の知識のみでは解決できない複雑な問題について、様々な分野の知識を統合し、解決に向けた選択肢が求められている」のであり、そのために時々の政治的判断から独立して「真に学術的な観点」に立った日本学術会議の役割の重要性がますます高まっている」とされています。学術会議が社会における様々な課題について、忌憚なく議論し、意見を発出することは、学術に対する国民の期待に応え、民主主義の充実に寄与する営みなのです。

問3-3 多数ある学会や協会の活動と日本学術会議の活動は何が違うのでしょうか？

(答)

学会や協会は、専門性の高い科学者が集まり学術交流する場であり、一方、日本学術会議は人文・社会科学、生命科学、理学・工学の幅広い分野の科学者の代表が集まって分野を越えた議論ができる場です。学術会議への協力団体として登録している学会等（協力学術研究団体）は現在約 2,000 団体です。学術会議は日本の科学者の内外に対する代表機関として、海外のアカデミーとの協働・連携を行うとともに、国内的には多くの学会連携の中心となり、ネットワークづくりに大きな役割を果たし、学会等は学術会議を通して国内の多くの学会等との連携協力の推進、国際的連携活動を進めています。日本の学術の世界レベルでの発展を目指す上でも、学術会議の役割は重要です。

日本学術会議ならではの特色として、特定の分野を越えて分野横断的な問題やテーマに学術的な観点から対応できることがあります。例えば、声明「科学者の行動規範」（平成 18 年（2006 年）、平成 25 年（2013 年）に改訂）を発出したり、文部科学省からの審議依頼を受けて、平成 22 年（2010 年）に、回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめたりしてきました。また、各学術分野が必要とする学術的意義の高い大型研究計画を網羅し体系化することにより、学術の発展に寄与するとともに、我が国の学術大型研究計画のあり方について一定の指針を与えることを目的として、「学術の大型研究計画に関するマスタープラン」を期（3 年に一度）ごとに策定しています。

問3-4 学会等と日本学術会議の連携活動にはどのようなものがありますか？

(答)

科学技術の発展とともに学術の世界は専門分化が進み、日本には 2,000 を超える多くの学会等ができました。一つの学問分野においても複数の学会が存在し、重要な議論がそれぞれの学会内で行われがちであり、学問分野に共通する課題を議論する場が求められています。このような背景から、日本学術会議は、分野ごとの学会ネットワークづくりに寄与してきました。例えば、日本歴史学協会（81 学会）、日本経済学会連合（63 学会）、生物科学学会連合（32 学会）、日本歯学系学会協議会（93 学会）、日本地球惑星科学連合（51 学会）、日本化学連合（14 学会）などです。学術会議は、これらの学会連合とともに多くのシンポジウムを開催するなど、長年にわたり連携して活動してきました。

私たちの周りには、地球環境、人口問題、エネルギー問題、自然災害など、異なる分野の学会等が力を合わせて取り組むべき課題が多くあります。学術会議は、学会の縦割りを越えて、専門家の力を結集し、これらの課題解決に力を尽くしています。例えば、東日本大震災を契機に、日本学術会議を要として、防災に関わる 58 の学会が集まり「防災学術連携体」を結成しました。平常時から学会間の相互理解を深め、災害時には政府・自治体・関係機関との連携を図り、学術界から正確な情報発信と的確な対応に努めています。自然災害が激甚化するなかでこれまで多くの実績をあげてきました。

また、例えばゲノム編集、AI 技術など、生命科学、理学・工学だけでなく、人文・社会科学の視点か

ら多面的に検討すべき重要なテーマがあります。学術会議は、このようなテーマに関する科学者のネットワークづくりを担える唯一の組織として、その役割はますます高まっています。例えば、日本医学会連合（129学会）は、今後の医学の重要な課題について、学術会議と連携して、文理融合の視点から多面的に協議する計画を進めています。

問3-5 学術に関わる組織として、日本学士院がありますが、日本学術会議とはどのように違うのですか？

(答)

日本学術会議は、日本学術会議法に基づき設立され、内閣府に設置されており、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし設立されています。わが国の科学者の内外に対する代表機関として、独立して、科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること、を職務とし、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的としています。

一方、日本学士院は文部科学省に設置されており、日本学士院法に基づき、学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関とし、学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞や、日本学士院会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行等の事業を行うことを目的としています。

学士院会員は終身制であるのに対して、学術会議会員の任期は6年です。顕彰機関である日本学士院と審議機関である日本学術会議とは役割がまったく異なります。

問3-6 科学技術のあり方を審議する機関として総合科学技術・イノベーション会議というものがありますが、これは日本学術会議とはどういう関係にあるのですか？

(答)

総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）は、内閣府設置法に基づいて設置された「重要政策に関する会議」（内閣府設置法第18条）の一つで、内閣総理大臣を議長に、科学技術政策担当大臣のリーダーシップの下で「科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議」（同法第26条）しています。同会議は、現在策定が進められている「第6期科学技術・イノベーション基本計画」など、科学技術・イノベーションの計画的な推進を図っています。

同会議は、閣僚、産業界や学識経験者からなる有識者、関係機関の長によって構成され、科学者の代表機関としての日本学術会議とは性格を異にしています。なお日本学術会議会長は関係機関の長として、総合科学技術・イノベーション会議の議員を務めています。

学術会議の人文・社会科学系の第一部、生命科学系の第二部、理学・工学系の第三部の各部署は基本計

画の策定など、科学技術政策への科学者コミュニティの主体的かつ組織的な参加を行っています。例えば、学術会議では、提言「第6期科学技術基本計画に向けての提言」(科学者委員会学術体制分科会)を発売し(令和元年(2019年)10月31日)(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/kohyo-24-t283-1-abstract.html>)、CSTIでその内容を説明をしました。その結果として、提言の一部である若手研究者支援が「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(CSTI、令和2年(2020年)1月)に反映されました。

問3-7 日本学術振興会という組織がありますが、日本学術会議との違いは何ですか？

(答)

日本学術振興会(学振、JSPS)は、「学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする」(日本学術振興会法第3条)とされています。独立行政法人で、独立した資金配分機関(ファンディング・エージェンシー)として科学研究費助成事業(科研費)をはじめとした研究助成事業、特別研究員事業などの若手育成事業、大学改革や大学のグローバル化への支援など多岐にわたる事業を積極的に実施し、研究者の自発的な研究活動を安定的・継続的に支援しています。

これに対して、日本学術会議は、科学に関する重要事項を審議する機関であり、研究資金の配分などは行っていません。なお、日本学術振興会法の第16条には、文部科学大臣は、振興会の業務運営に関し、日本学術会議と緊密な連携を図るものとする、と規定されており、学術振興会の評議員として、学術会議の会長及び3部長の4名を推薦しています。

問3-8 諸外国のアカデミーには民間や非政府組織が多いということですが、それらはどのように運営されているのでしょうか。また、国との関係はどのようになっているのでしょうか？

(答)

各国のアカデミーの成立にはそれぞれの国ごとの事情や背景があり、設置形態もそれを反映していますから、あらかじめ「あるべき形」が決まっているわけではありません。王侯貴族の保護のもとで成立したもの、市民の創意のなかで生み出されたもの、あるいは国家の方針で設立されたものなど、様々です。そうした歴史的な経緯を反映して、アカデミーの設置形態は国ごとに異なりますし、予算のあり方や活動の内容も大いに異なることから、単純な国際比較をすることは困難です。

なお、各国のアカデミーについてまとめたものは、少し古くなりましたが、日本学術会議でも調査研究を行い報告書を出したことがあります(国際協力常置委員会「各国アカデミー等調査報告書」平成15年(2003年)、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/18pdf/1813.pdf>)。

令和2年(2020年)11月時点で入手できた最新の公開情報(決算書・HP等)によると、主要国の各

アカデミーの状況は次のとおりです。

例えば、世界のアカデミーでも長い歴史を持つ英国王立協会は、1660年に設立され、その後国王の勅許を受けました。これは charity とされ、直訳すると公益団体となりますが、日本で言う NPO 法人や新公益法人などに相当する団体の総称です。会員は外国人会員を含め、約 1,700 名おり、2018 年度の年間予算は総額で約 1.1 億ポンド（約 148.5 億円）に達します。年により変動がありますが、そのうちの約 7 割程度が国からの助成金で賄われています。

他方、比較的新しく 1863 年に議会令により設立された全米科学アカデミーは非営利組織ですが、会員約 2,400 人、外国人会員約 500 人を擁しています。全米科学アカデミーを含む、全米アカデミーズ（全米科学アカデミーに加え、全米工学アカデミー、全米医学アカデミーの三者で構成）は、2019 年の年間予算は約 4.5 億ドル（約 472.5 億円）に達します。年により変動がありますが、5 割から 8 割程度は国などからの公的資金で賄われています。

ドイツでは、1652 年に設立された自然科学アカデミーを起源とするドイツ科学アカデミーレオポルディーナが、独立した非営利組織のまま 2008 年に国家アカデミーとしてドイツ政府より認定されました。会員数は外国人会員を含め約 1,600 名であり、2019 年の年間予算は約 1,700 万ユーロ（約 21 億円）で、そのうち約 8 割強が国などの公的資金で賄われています。

問 3-9 日本学術会議は海外のアカデミーと協力すると聞きましたが、どのようなことを行うのでしょうか。大学等も海外大学等と協定を結んで活動を行っていますが、それとは何が違うのでしょうか？

(答)

日本学術会議は、日本の科学者の内外に対する代表機関として、学術会議発足時（昭和 24 年（1949 年））から一貫して、国内の学会等をまとめ、海外のアカデミーとの協働・連携を促進し、強化してきました。個々の大学等が海外の大学等と行う連携との違いは、大学のような具体的研究等の協力ではなく、アカデミー間では学術的観点から国際的に問題等を討議する点です。

まず、各国政府とは独立した国際学術団体にメンバーとして参加し、各国のアカデミーとともに、学術的観点から世界的に取り組むべき研究課題について討議を行い、その成果を交流し、必要に応じて、社会的な発信を行っています。例えば、学術会議が参加するインターアカデミー・パートナーシップ (IAP)（現在 140 ヶ国・地域以上の科学アカデミー等が加盟）は、新型コロナウイルス感染症に関して、ワクチンの開発と分配に関するコミュニケなどを発し、各国の政府やアカデミーに学術の観点から呼びかけをしています。

地球規模の諸問題に取り組む生物学者の国際ネットワークである国際生物科学連合 (IUBS) は、昭和 24 年（1949 年）の加入以来、日本学術会議のメンバーが中心的役割を果たしています。地球規模の気候変動と生態系の変化、自然災害などに関連する様々な科学プログラムを推進し、最近では UNESCO と協力して、気候変動の影響に関する教育アプリケーションの作成・普及も行っており、日本語のものも教育の場に提供される見通しです。

G 7/G 8（主要国首脳会議）のアカデミーの間で連携する G サイエンス学術会議にも取り組んでいま

す。平成 17 年（2005 年）以降、G7 サミットに際し、サミット開催に先駆けてサミット参加各国のアカデミーが共同で、参加各国の政府首脳に対する政策提言を G サイエンス学術会議共同声明として取りまとめ、公表しています。日本学術会議が、日本のアカデミーを代表して、共同声明の取りまとめに向けた議論に参加しています。日本が G7 の議長国を務めた平成 28 年（2016 年）の G サイエンス学術会議会合では、日本学術会議が主催して 2 日間の会議を開催し、「脳科学」、「災害レジリエンス」、「未来の科学者」をテーマとする共同声明を取りまとめました。また、日本学術会議は、18 か国・地域の 32 機関が加盟するアジア学術会議の取組をリードし、事務局（事務局長は日本学術会議会員等）も務めています。毎年度、各国持ち回りで会議を開催しています。

さらに、日本学術会議では、世界の学術団体と連携し国際会議を開催するとともに、分担金の拠出や代表派遣を行っています。

4. 日本学術会議の活動に関すること

問4-1 日本学術会議には、政府に勧告したり諮問に応じて答申するなど、科学に関する事項や社会的な課題に関して政府などに様々な意見を示しているようですが、具体的にどのようなものがあるのでしょうか？

(答)

日本学術会議法の第4条と第5条では、科学に関わる特に重要な事項について、政府からの諮問に「答申」したり、「勧告」したりすることができることになっています。これらは特に重要と思われる際に行われ、しかも答申には政府からの諮問が必要ですから、必ずしも頻繁に出されるわけではありません。

これに対して、日本学術会議法の第3条は「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」を学術会議の「独立した職務」として定めています。これを受けて日本学術会議会則第2条は、1. 要望、2. 声明、3. 提言、4. 報告、5. 回答を示すことができるとしています。学術会議が日常的に審議し、「意思の表出」として政府や社会に示しているのはこれらです。学術会議内の各種委員会・分科会では、科学的な検討が必要で政策的にも重要な科学や社会に関わる課題を見出し、専門的見地から審議し、結果を「提言」または「報告」として公表しています。政府その他諸機関に回答、提言等を手交、送付等するとともに、必要に応じて説明するほか、記者会見で発表するなど、政策や社会に反映されるよう努めています。

また、政府の省庁などから重要事項について審議を依頼され、それに応えて「回答」する場合もあります。第24期では、「国際リニアコライダー計画の見直し案に関する所見」（文部科学省研究振興局長からの審議依頼）、「人口縮小社会における野生動物管理のあり方」（環境省自然環境局長からの審議依頼）、「科学的エビデンスに基づく『スポーツの価値』の普及の在り方」（スポーツ庁からの審議依頼）の3件の回答がこれにあたります。審議依頼が行われると学術会議では、部を越えた分野横断的な委員会を設置して多角的な検討ができるようにしています。

さらに、日本学術会議の審議の成果を広く公表するために、公開シンポジウム等を開催しています（<http://www.scj.go.jp/ja/event/index.html>）。新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、オンラインでの開催を進めています。

問4-2 日本学術会議では、社会的に難しい課題について議論し、提言などの各種の文書をまとめているということですが、そのようなテーマについて、どのようにして提言をまとめていくのでしょうか？

(答)

平成29年（2017年）10月から令和2年（2020年）9月までの第24期に日本学術会議が政府や社会に対して公表した各種の文書（「意思の表出」と呼んでいます）は政府関係機関からの審議依頼に対する

「回答」が3件、各分野の分科会等が発出した「提言」が85件、分科会等での審議の結果をまとめた「報告」が23件にのぼります。またその時々課題に応じて、会長談話や幹事会声明も出してきました。すべて以下からご覧いただけます (<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/period-24.html>)。

扱うテーマとしては、例えば新型コロナウイルス感染症に関するものがあります。現在、新型コロナウイルス感染症の対策と感染症によってダメージを受けた社会経済の回復への対応が続いています。こうした状況においては、科学に裏づけられた政策がますます必要になっており、学術の立場から、具体的政策課題への貢献とともに、少し先の未来の社会を様々な角度から想定し、国と社会に提言していくことが、これまで以上に求められていると感じています。日本学術会議は24期において新型コロナウイルス感染症に関連して、幹事会声明と提言2本を発出するとともに、英語での情報発信も行っています (<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/2bu/covid19.html>)。25期においても引き続き検討を進めることにしています。

提言等は多段階のプロセスを経て作成され、発出されます。提言等の作成は委員会・分科会等において何回も審議を重ねながら行われます。作成された案は、まず委員会・分科会等が所属する部または委員会において、各部が指名する2~3名の査読者によって査読され、その査読結果に基づいて修正作業が行われ、委員会・分科会等が属する部または委員会の承認を受けます。その後、案は幹事会に諮られ、そこで再度指摘・修正作業を行い、修正について了承を得た後、会長の最終確認を経て、はじめて公表となります。

問4-3 日本学術会議は社会の緊急な要請に応える活動はしているのでしょうか？

(答)

社会や学術全体へ影響を与える事柄について、専門的な知見を踏まえて日本学術会議としてタイムリーに「意思の表出」を行うことも重要です。

日本学術会議として緊急に意思の表出を行う必要がある場合は、「幹事会声明」を出します。第24期の3年間では5件出しました。例えば、「医学部医学系入学試験と教育における公正性の確保を求める日本学術会議幹事会声明」、「『ゲノム編集による子ども』の誕生についての日本学術会議幹事会声明」、「日本学術会議幹事会声明：新型コロナウイルス感染症対策に関するみなさまへのお願いと、今後の日本学術会議の対応」などです。これらは、必要に応じて英訳され世界の科学者コミュニティと共有しています。

また、学術会議に関する重要事項について広く社会へ意見を表明する「日本学術会議会長談話」があります。第24期では5件出しました。例えば、日本人ノーベル賞受賞に関することに加えて、「地球温暖化への取組に関する緊急メッセージ」、「新型コロナウイルス感染症に係るGサイエンス学術会議共同声明の公表」などです。

提言は、問4-2に記したように、委員会・分科会での熟議を通して取りまとめられ、多段階の査読を経て公表されます。このため、通常は作成開始から半年以上の時間を要します。しかし、緊急性のある場合は、作成、査読のプロセスを加速し、2か月程度の審議を経て、緊急提言として発出します。その

一つの例が、第 24 期に出されたサマータイム導入に関する提言です。本提言の作成開始時（平成 30 年（2018 年）8 月 10 日）の状況は、令和 2 年（2020 年）東京オリンピックの夏季開催に向け、暑熱対策から与党内でサマータイム導入の議論が始まり、臨時国会で議員立法化の動きがあったものの、科学的議論となっておらず、判断が難しい状況でした。そこで、生物リズム分科会を中心に関連する分科会合同で緊急に審議を行い、すべてのプロセスを同年 10 月末までに終了し、提言「サマータイム導入の問題点：健康科学からの警鐘」を平成 30 年（2018 年）11 月 7 日に発出しました。日本学術会議の役割は、学術の立場から科学的根拠をもって審議し提言することです。その後サマータイム導入の動きは止まりましたが、日本学術会議は、社会の緊急な要請に対しても、できるだけ速やかに対応できるよう努めています。

新型コロナウイルス感染症の拡大中への緊急対応については、政府内に設置されている新型コロナウイルス感染症対策分科会、国立感染症研究所等が中心となっていました。日本学術会議としては、学術の立場から将来を見据えた検討を行いました。まず、第二部が中心となって「大規模感染症予防・制圧検討分科会」を令和 2 年（2020 年）2 月に設置するとともに、同年 3 月 6 日には国民一人ひとりが感染予防に取り組むことを求める幹事会声明を発しました。

さらに「大規模感染症予防・制圧検討分科会」においては、日本学術会議の幅広い専門性を活かして、主に中・長期的な視点で with/post コロナにおける感染症対策や社会のあり方について議論しました。テーマの社会的インパクトの大きさと学術の担うべき役割の重要性を踏まえ、分科会の設置（令和 2 年（2020 年）2 月）から第一弾「感染症の予防と制御を目指した常置組織の創設について」（同年 7 月）、第二弾「感染症対策と社会変革に向けた ICT 基盤強化とデジタル変革の推進」（同年 9 月、第三部と共同）の提言を、日本学術会議を上げて議論に取り組み、連続して発出しました。また、学術フォーラム、公開シンポジウムを通して、科学者コミュニティおよび市民との対話を新型コロナウイルス感染症に係る様々なテーマに応じて推進しています。あわせて、ホームページで英語による情報発信も行っています（<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/2bu/covid19.html>）。

【参考】各提言・声明等の HP 掲載先

- ・幹事会声明「医学部医学系入学試験と教育における公正性の確保を求める日本学術会議幹事会声明—男女共同参画推進の視点から—」（平成 30 年（2018 年）9 月 14 日）

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-kanji-1.pdf>

- ・幹事会声明「『ゲノム編集による子ども』の誕生について」（平成 30 年（2018 年）12 月 7 日）

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-kanji-2.pdf>

（英文）Statement by the Executive Board of the Science Council of Japan on “Genome-Edited Babies”

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-kanji-2e.pdf>

- ・幹事会声明「新型コロナウイルス感染症対策に関するみなさまへのお願いと、今後の日本学術会議の対応」（令和 2 年（2020 年）3 月 6 日）

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-kanji-5.pdf>

（英文）Statement from the Executive Board of Science Council of Japan: A Request on Measures Against Coronavirus Disease 2019 (COVID-19), and Future Activities of Science Council of Japan

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-kanji-5e.pdf>

- ・会長談話「『地球温暖化』への取組に関する緊急メッセージ」（令和元年（2019年）9月19日）

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-d4.pdf>

（英訳）Urgent Statement by the President of Science Council of Japan on Climate Change and Call for Action

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-d4e.pdf>

- ・会長談話「新型コロナウイルス感染症に係るGサイエンス学術会議共同声明の公表に際して」（令和2年（2020年）4月8日）

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-d6.pdf>

- ・提言「サマータイム導入の問題点：健康科学からの警鐘」（平成29年（2018年）11月7日）

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t271-1.pdf>

問4-4 日本学術会議が出しているマスタープランとはどのようなものなのでしょう
か？

（答）

「学術の大型研究計画に関するマスタープラン」は、科学者コミュニティの代表としての日本学術会議が、各学術分野が必要とする学術的意義の高い大型研究計画を網羅し体系化することにより、学術の発展に寄与するとともに、我が国の大型研究計画のあり方について一定の指針を与えることを目的として策定するものです。

学術会議は、マスタープランを期（3年に一度）ごとに策定しています。マスタープランを取りまとめるにあたっては、学術会議の会員・連携会員だけでなく、広く学会や大学等にも呼びかけて公募し、選考を進めます。学術大型研究計画のなかでも特に速やかに推進すべき計画は「重点大型研究計画」に選定されます。

マスタープランの策定は第21期、平成22年（2010年）から始まり、第24期では、重点大型研究計画に31件、学術大型研究計画には、前期から継続されているものも含めて計161件が挙がっています。第24期の重点大型研究計画には、例えば、「データ駆動による課題解決型人文学の創成」、「統合ゲノム医科学情報研究拠点の形成」、「宇宙探査ミッションを支える宇宙技術実証プログラム」などがあります。

マスタープランは、予算を伴うものではなく、真に学術的観点から作成されるものですが、我が国の学術政策、関係省庁、大学、研究機関等における具体的施策に活用されています。例えば、文部科学省では、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会の「学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会」が、大型プロジェクト推進にあたっての優先順位を明らかにする観点から、学術会議がまとめたマスタープランを踏まえつつ、「学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想ロードマップ」を策定しています。最新の第24期のマスタープランについては、学術会議のウェブページをご覧ください。

- ・第24期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2020）

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t286-1.pdf>

・広報用パンフレット

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t286-1-p1.pdf>

問4-5 日本学術会議は、重要な課題について分野横断的な議論ができることが特色であるということですが、どのような例がありますか？

(答)

日本学術会議ならではの特色として、特定の分野を越えて分野横断的な問題やテーマに学術的な観点から対応できることがあります。

例えば、声明「科学者の行動規範」(平成18年(2006年)、平成25年(2013年)に改訂)を発売して、日本の科学者全体が自覚すべき社会的役割等について啓蒙活動も行っています。この声明は、平成23年(2011年)の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、改めて科学者の在り方について検討し、科学的助言に関する科学者の役割についての検討を行ったものです。さらに、この声明を土台として、学術会議の協力のもとに、日本学術振興会より「【テキスト版】科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>)が刊行されました。この冊子は、研究倫理教育の教科書として幅広く活用されています。

また、学術会議では、文部科学省からの審議依頼を受けて、平成22年(2010年)に、回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめました。その後、この回答で示された枠組みに沿って、学術会議のすべての分野別委員会により、各分野の参照基準が作成・公表されました(<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/daigakuhosyo/daigakuhosyo.html>)。これらの参照基準は、大学の教育課程(カリキュラム)を作成する際の基準となるものです。

政府からも、従来の議論の切り口では不十分な新たな社会的課題について、日本学術会議の横断的な議論に期待して日本学術会議に審議依頼が行われています。例えば、回答「人口縮小社会における野生動物管理のあり方」(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-k280.pdf>)、回答「科学的エビデンスに基づく「スポーツの価値」の普及の在り方」(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-k290.pdf>)は、それぞれ環境省とスポーツ庁からの審議依頼を受け、専門分野横断的に日本学術会議として検討して回答を行ったものです。

問4-6 日本学術会議の活動として、科学の役割についての啓発活動が含まれているようですが、具体的にはどんなことが行われていますか？

(答)

代表的なものに「サイエンスカフェ」があります。サイエンスカフェとは、科学の専門家と一般の人々

が、カフェなどの比較的小規模な場所でコーヒーを飲みながら、科学について気軽に語り合う場をつくらうという試みです。今では様々な組織がサイエンスカフェを行っていますが、この活動の普及には、学術会議が大きな役割を果たしてきました。平成28年（2016年）からは、大都市圏だけでなく全国に展開することを目的として、「全国縦断サイエンスカフェ」を実施しています。これまでに、北海道、青森、宮城、東京、神奈川、石川、長野、三重、京都、大阪、兵庫、島根、岡山、広島、香川、愛媛、高知、鹿児島、沖縄で開催されました。詳しくは、学術会議のウェブページ（<http://www.scj.go.jp/ja/event/cafe.html>）をご覧ください。

他には、学術会議の幹事会メンバーが地方に出かけて行って開催する「地方学術会議」の活動もあります。詳しくは、問4-7を参照してください。

問4-7 日本学術会議には、「地方学術会議」という活動があるということですが、具体的にはどのようなことが行われていますか？

（答）

「地方学術会議」は、地方における学術振興を促進し、もって日本の学術のさらなる発展と地方創生への貢献を図るために、平成30年（2018年）から開催しているものです。会長をはじめ幹事会メンバーが各地に出かけて、科学者のみならず地域のリーダー等を巻き込んだ意見交換を通じて地域の課題の解決に貢献したり、若い世代の科学に対する興味・関心を喚起したりするような企画を実施しています。日本学術会議 in 京都「伝統文化と科学・学術の新たな出会い」に始まり、最近では日本学術会議 in 山口「AI 戦略の地方への展開」まで4回開催されています。詳しくは、学術会議のウェブページ（<http://www.scj.go.jp/ja/scj/chiho/index.html>）をご覧ください。

問4-8 日本学術会議には、「地区会議」とよばれる組織があるということですが、どのようなことが行われていますか？

（答）

日本学術会議には、国内各地の地域社会における学術の振興を目的として「地区会議」を設置しています。これはそれぞれの地域に勤務ないし居住する会員と連携会員から構成され、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の7つの地区があります。

各地区会議では、それぞれの地域の科学者や研究機関等と協力しながら地域に密着したシンポジウムや学術講演会を開催したり、機関紙（地区会議ニュース）を発行したりして、学術の普及に尽力しています。例えば、第24期に行われた北海道地区会議主催の学術講演会「スポーツ・科学・社会」では、札幌に拠点を置く日本ハムファイターズの元コーチにも講演者に加わっていただきました。

問4-9 日本学術会議のなかに、若手アカデミーがあるということですが、どのような組織でどのような活動をしているのですか？

(答)

日本学術会議の45歳未満の会員または連携会員のうちから積極的な参加意思を持つ者が選考され、年齢、学問分野、男女比などのバランスに配慮して構成されています。広く内外の若手科学者との連携を図りつつ、若手科学者ネットワークの運営、若手科学者の視点からの提言、若手科学者の意見収集と問題提起、国際交流、産業界・行政・NPO等との連携、科学教育の推進などを任務としています。具体的な活動として、地方学術会議、筑波会議、STS Forum（科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム）、Gサイエンス学術会議、S20（サイエンス20）、GYA（Global Young Academy）、WSF（World Science Forum）、INGSA（政府のための科学的助言に関する国際ネットワーク）、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）への参加や若手研究者支援パッケージに関する科学技術担当大臣との意見交換を行うほか、独自のシンポジウムやワークショップを日本各地で実施してきています。
(<http://www.scj.go.jp/ja/scj/wakate/index.html>)